

被保険者や被扶養者が死亡したとき

7 埋葬料（費）請求書

被保険者又は被扶養者である家族が死亡したときは、埋葬料として50,000円が支給されます。

添付書類

- ☆被保険者が死亡し、被扶養者でない親族が請求する場合は、その続柄を証明する書類（戸籍謄本、住民票など続柄を確認できるもの。）
- ☆被保険者が死亡し、その埋葬を親族以外の人が行い請求する場合は、埋葬に要した費用の証拠書、領収書。
- ☆事業主の証明がない場合、市区町村長の埋（火）葬許可証もしくは死亡診断書、死体検案書又は検死調書の写しのいずれか。

提出期限

- ☆死亡した日の翌日から2年間。（2年経過すると、時効により支給できません。）

留意点

- ☆死亡の原因が業務上のものや、通勤途上のものは対象になりません。
- ☆被保険者が死亡して、遺族がまったくいないときは、実際に埋葬を行った方に、埋葬料の範囲内で、実費が「埋葬費」として支給されます。
- ☆在職期間にかかわらず、以下の場合支給されます。
ただし、被扶養者の死亡に対する家族埋葬料は支給されません。
 1. 資格喪失後3か月以内
 2. 資格喪失後傷病手当金・出産手当金の継続給付を受けている期間、または、受けなくなって3か月以内に死亡した場合
- ☆被保険者証の記号番号を記入した場合は、マイナンバー（個人番号）の記入は不要です。
- ☆被保険者証の記号番号に代えてマイナンバーにより申請する場合
 - ・備考欄へマイナンバーを記入してください。
 - ・マイナンバーを記入した場合は、「個人番号確認（通知カード又は個人番号記載住民票の写し等）」及び「本人確認（運転免許証又はパスポートの写し等）」をする為の添付書類が必要となります。
 - ・事業主様経由で提出する場合は、「代理人の身元確認書類（事業主の免許の写し等）」が必要となります。また、その場合は必ず「申請書の提出を事業主へ委任します。」欄に☑を入れてください。
- ☆給付金の受取をマイナポータル等で登録した公金受取口座にした場合、申請後に公金受取口座情報を登録・変更・抹消されたときは、変更前の口座に給付される場合があります。